

## 琵琶湖大橋有料道路をご利用の皆様へ

琵琶湖大橋有料道路をご利用いただきありがとうございます。

現在、整備工事を行っている琵琶湖大橋有料道路のETCおよびそれに伴い廃止される回数通行券について、以下のとおりお知らせします。

### ETC 運用開始について

- ETC運用開始予定時期は、平成31年2月です。  
(運用開始日時等詳細は、平成30年12月に決定する予定です。)
- ETC運用開始に伴い回数通行券は廃止され、通行料金のお支払いは、現金またはETCカードとなります。

### ETC ご利用について

- ETCのご利用には、ETC車載器のセットアップとETCカードのご準備が必要です。(詳細は、『ETC総合情報ポータルサイト』<http://www.go-etc.jp/index.html> をご確認ください。)
- ETC通行にはETC割引を適用します。  
◆ETC運用開始後の料金表◆(回数通行券は使用できなくなります。)

	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等	軽車両等
通常料金	150	200	500	100	10
ETC通行による割引後	<u>120</u>	<u>160</u>	<u>400</u>	<u>80</u>	—(※)

※軽車両等はETCが利用出来ないため、割引なし

- 障がい者割引は、高速道路と同様のETCによる方法と、係員のいる一般レーンで手帳をご提示の上現金で支払っていただく方法を予定しております。(障がい者割引には、福祉事務所等にて事前に登録手続きが必要です。なお、障がい者通行券は使用できなくなります。払い戻しは下記の回数通行券と同様です。)

### 回数通行券の取り扱い

- ETC運用開始日前日の24時までは、回数通行券を使用できます。
  - ※ ETC運用開始日前日限りで、すべての回数通行券を廃止いたします。
  - ※ 滋賀県道路公社回数通行券約款第4条ただし書きおよび第1号

### 回数通行券の廃止に伴う回数通行券の払い戻し

- 回数通行券の廃止の日の翌日から起算して6か月後までは払い戻しを行います。払い戻しの期間が過ぎると、どのような理由があっても払い戻しはできません。
  - ※ 滋賀県道路公社回数通行券約款第6条ただし書きおよび第1号、第8条
  - ※ 払い戻しの対象は、現行料金(平成28年4月改定)の回数通行券のみです。
- 払い戻しは、**お手元に残った1枚から枚数に応じて行います。**
  - ※ 滋賀県道路公社回数通行券約款第10条第1号
- 払い戻しの場所は、琵琶湖大橋管理事務所、道の駅びわ湖大橋米プラザおよび公社本社を予定しております。

2018年10月 滋賀県道路公社